



平成 29 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社アドメテック  
代 表 者 名 代表取締役社長 古川 登志夫  
コード番号 (7778 TOKYO PRO Market)  
問 合 せ 先 業務統括部長 小泉 理香  
電 話 番 号 089-989-5917  
U R L <http://www.admetech.co.jp>

### ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして無償にて発行する新株予約権の募集要項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに当社取締役に対する報酬等として会社法第 361 条に定める事項の承認を求める議案を、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、今回承認を求めるストックオプションの発行数は最大 3,000 個(300,000 株に相当)で、平成 29 年 3 月 31 日現在発行済み株式数の約 7.5%となります。

また、当社は、平成 28 年 6 月 29 日開催の定時株主総会終了後の取締役会において、当社取締役の報酬額の上限を定めておりますが、今回の報酬議案はそれとは別枠で、本総会の日から 1 年以内に報酬として発行するストックオプション(新株予約権)に関する報酬額を、当社取締役に対しては新株予約権 2,500 個分の公正価値相当額を上限とすることにつき、承認を求めるものであります。

#### 1. ストックオプション制度を導入する目的及び特に有利なる条件による発行を必要とする理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、以下の要項により当社の取締役及び従業員に新株予約権を特に有利な条件で発行するものであります。

## 2. 新株予約権発行の募集要項

当社が発行することを予定している第7回新株予約権の募集要項は、別紙1に記載のとおりであります。

(注) 上記の内容については、平成29年6月28日開催予定の当社第14回定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

## 新株予約権の募集要項

1. 募集新株予約権の数  
3,000 個を上限として、当社取締役会が定める。  
なお、内 2,500 個を上限として当社取締役に対して募集する。
2. 募集新株予約権の払込金額  
新株予約権と引換えに払込みを要しない。
3. 募集新株予約権の割当日  
新株予約権発行の株主総会決議の日から 1 年以内の範囲で、当社取締役会が定める。
4. 募集新株予約権の内容
  - (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式 300,000 株とし、募集新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100 株とする。  
なお、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、未行使の新株予約権の付与株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果を生じる 1 株未満の株式は、これを切り捨てる。  
調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率
  - (2) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における TOKYO PRO Market における当社普通株式の終値の平均値とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。  
なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整前行使価額}} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の募集事項決定決議の日後2年を経過した日から、当該決議の日後10年を経過する日までとする。

### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社と契約関係または協力関係にあることを要する。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式

移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める行使期間の末日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.(4)に準じて決定する。

##### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (8) その他新株予約権の行使の条件

上記4.(6)に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権に関するその他の事項

本新株予約権に関するその他の事項については、別途開催される取締役会の決議において定めるものとする。

以上